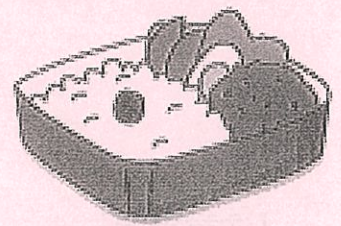


高梁市給食サービス事業



高梁市社会福祉協議会では、在宅サービスの一環として、宅配による食事の提供と安否確認を実施しています。

【利用対象者】

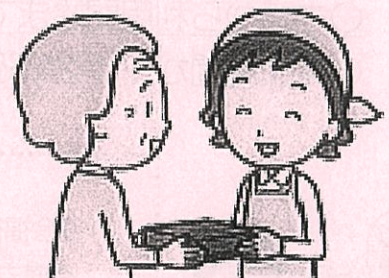
調理等が困難で、次のいずれか条件を満たす方（高齢者とは概ね65歳以上の方、障害者とは身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者の方のことです）

○一人暮らしの高齢者・障害者

○高齢者・障害者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯の高齢者・障害者

【配食日】

- ・高梁地域 週4回夕食を配達（月・火・木・金）
- ・宇治地区 週4回夕食を配達（火・水・木・金）
- ・有漢地域 週1回夕食を配達（水）
- ・成羽地域 週3回夕食を配達（月・水・金）
- ・川上地域 週3回昼食又は夕食を配達（月・金は夕食、水は昼食）
- ・備中地域 週1回夕食を配達（木）



※祝日、盆（8月14日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みします。

【利用者負担金】

1食450円

○原則、支払いは口座振替（取扱金融機関：農協、備信、ゆうちょ）でお願いします。

○1ヶ月分の利用料をまとめて翌月に納入してください。

【注意事項】

○お弁当をお届けする時間は、午後3時から5時までの間（川上地域の水曜日のみ11時から12時の間）です。

○お弁当は地域のボランティアさんがお届けします。安否確認のため原則、手渡しになりますので、必ず家にいてお受け取りください。

○お弁当を休止するなど変更がある場合は、前日の午前中までに連絡してください。連絡がない場合は、利用したことになりますので、ご注意ください。

【申請方法】

○給食サービスを希望される方は、市または高梁市社会福祉協議会 地域福祉課及び各支所までお問い合わせください。

○申請から利用開始まで、1週間程度要します。

○休止期間が1年を経過した場合は、再度申請が必要となります。



問い合わせ先

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会	地域福祉課	電話	22-7243		
有漢支所	電話	57-3218	成羽支所	電話	42-2005
川上支所	電話	48-9770	備中支所	電話	45-3131
高梁市健康福祉部	地域包括支援センター	電話	21-0300		
高梁市健康福祉部福祉課		電話	21-0284		

※給食は必ずその日のうちにお召し上がりください。